平成２７年（フ）第６３６号
仙台市若林区成田町77番地　コーポ一高南Ｂ棟116
債務者　竹内　康浩
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂金　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
埼玉県本庄市今井325番地２　エムロード201
債務者　池島エリカ
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
滋賀県長浜市余呉町下丹生1163番地１
債務者　三國　　滋
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第６４４号
広島市東区戸坂千足１丁目２番12―701号
債務者　シャルロットこと　小松　嘉文
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６号
高知市北高見町192番地１
債務者　水口　好子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０２号
高知市桟橋通６丁目２番33号　山本ハイツ４Ａ
債務者　豊田　宗子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１２号
大阪府泉佐野市高松北１丁目５番39号、前住所大阪府東大阪市五条町９番11号シヤルマンコーポ枚岡公園Ｃ棟305号
債務者　桐原　幸雄
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番11号フォレスト豊中Ⅰ101号、前住所大阪府泉大津市豊中町１丁目12番８号
債務者　水谷　裕彦
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県佐用郡佐用町下三河149番地
債務者　吉田　廣美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３７６０号
京都府京田辺市田辺戸絶１番地　田辺記念病院内、住民票上の住所京都府八幡市橋本尻江17番地の21
債務者　伊藤　伸夫
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１１号
北海道登別市中央町５丁目５番地３、前住所北海道登別市新生町５丁目９番地２
債務者　土井　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
茨城県つくばみらい市谷井田2231番地７　グラシア106、前住所千葉県松戸市大金平５丁目432番地の１　シャルマンベルデＡ202号
債務者　鈴木　圭介
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
群馬県邑楽郡千代田町大字福島624番地
債務者　細川香代子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１２５号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目６番12号　松下コーポ103号
債務者　片岡　　稔
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６２号
兵庫県西脇市和田町67番地の２　アメニティカスガⅦ―201号
債務者　山本　友和
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６９号
岡山県津山市河辺723番地　岡山県営住宅河辺団地２―508号、前住所岡山県津山市林田1909番地　岡山県営団地110号
債務者　渡邉由美子（旧姓景行）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
岡山地方裁判所津山支部